

地域コミュニティ施設整備事業補助金(町補助金) 2次募集を開始します！

1 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年9月30日(水)

※事業内容(補助率等)や申請書類で気になることがある場合は、申請期限に余裕をもって必ず**事前**にご相談ください。期限までに書類がそろっていない場合は申請を受け付けできません。

2 補助金概要

- ✓ 補助対象者 行政区又はみなかみ町内の地縁に基づいた町内会、自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体
- ✓ 補助対象事業 コミュニティ施設を新設、改修又は修繕する事業で、補助対象経費が20万円以上のもの。
- ✓ 補助額等 下表のとおり

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
①新設	・建物本体工事費 ・付帯設備工事費	<u>5分の3</u> 以内	<u>100万円</u>
②改修		<u>5分の3</u> 以内	<u>100万円</u>
③修繕		<u>2分の1</u> 以内	<u>50万円</u>

💡 改修とは

コミュニティ施設等の性能及び機能等を現状の水
準を超えて向上させるために行うもの。

例) バリアフリー工事、省エネに関わる工事など



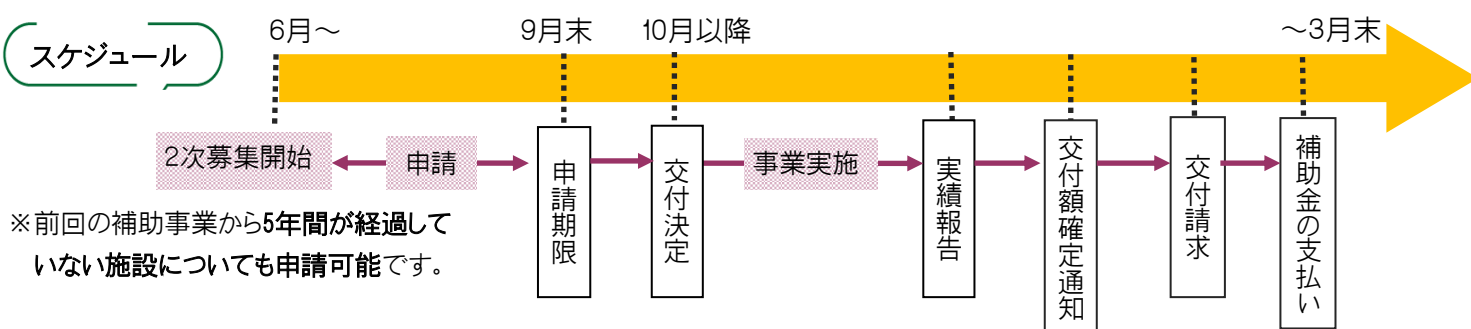
💡 修繕とは

経年劣化等により低下したコミュニティ施設等の性能及び機能等を原状回復させるために行うもの。

例) 屋根・外壁等の老朽化による塗装や修繕、畳の張り替えなど。



スケジュール



令和9年度実施 コミュニティ助成事業(宝くじ助成)について



！申請を希望する団体は、令和8年8月28日(金)までに担当宛てにご連絡ください！

下記の助成事業については、宝くじの収益を財源として実施される社会貢献広報事業です。

令和8年度に申請を行い、令和9年度に助成事業を実施します。予算枠や申請内容等により、申請したからといって必ずしも助成対象になるとは限りません。申請を希望する団体は詳しい資料をお渡しします。

1 (一財)自治総合センターの助成事業

✓助成対象者 行政区又はみなかみ町内の地縁に基づいた町内会、自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体

✓助成事業

一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備で事業費が100万円以上の事業。

※建築物、消耗品の整備、建物の修繕は除く。

例) エアコン、テーブル、机、地域の祭りに使用する備品の購入・修繕。

コミュニティセンター助成事業

集会施設の建設又は大規模修繕等の事業。

※申請者は認可地縁団体であること。

※主に新築を対象とします。

※必要書類が多いため、お早めにご相談ください。

✓助成額等 下表のとおり(助成は10万円単位10万円未満の端数や上限を超える部分は団体負担)

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
一般コミュニティ助成事業	事業の実施に要する経費の総額以内	10分の10以内	250万円
コミュニティセンター助成事業		5分の3以内	2,000万円

2 (公財)群馬県市町村振興協会の助成事業(魅力あるコミュニティ助成事業)

✓助成対象者 行政区又はみなかみ町内の地縁に基づいた町内会、自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体

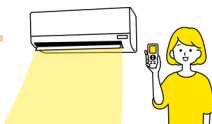
✓助成事業

備品整備事業

①一般備品

例) エアコン、防災備品、コピー機、倉庫

②伝統芸能備品



住民センター整備事業

①新築

②改築・改修

例) 階段改修、トイレ改修、外壁改修、屋根補修



✓助成額等 下表のとおり(助成は千円単位 千円未満の端数や上限を超える部分は団体負担)

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
備品整備事業	事業の実施に要する経費の総額以内の額	10分の10以内	200万円
住民センター整備事業		2分の1以内	新築:500万円 改築・改修:250万円

【問い合わせ先】

みなかみ町役場 企画課 企画調整係 TEL 0278-25-5001 FAX 0278-62-2291